

令和3年第2回仁淀川町議会定例会付議事件

(付議事件)

1. 報告第1号 専決処分の報告について（仁淀川町国民健康保険大崎診療所建替工事）
2. 報告第2号 専決処分の報告について（物損事故に関する和解）
3. 議案第5号 仁淀川町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例について
4. 議案第6号 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
5. 議案第7号 仁淀川町町民バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
6. 議案第8号 仁淀川町移住交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
7. 議案第9号 仁淀川町委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
8. 議案第10号 仁淀川町放課後子ども教室設置条例の一部を改正する条例について
9. 議案第11号 仁淀川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
10. 議案第12号 仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
11. 議案第13号 仁淀川町介護保険条例の一部を改正する条例について
12. 議案第14号 仁淀川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
13. 議案第15号 仁淀川町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例について
14. 議案第16号 仁淀川町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
15. 議案第17号 令和2年度仁淀川町一般会計補正予算（第7号）について
16. 議案第18号 令和2年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
17. 議案第19号 令和2年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算（第4号）について
18. 議案第20号 令和2年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につ

いて

- 19. 議案第21号 令和2年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 20. 議案第22号 令和3年度仁淀川町一般会計予算について
- 21. 議案第23号 令和3年度仁淀川町国民健康保険特別会計予算について
- 22. 議案第24号 令和3年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定予算について
- 23. 議案第25号 令和3年度仁淀川町介護保険特別会計予算について
- 24. 議案第26号 令和3年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計予算について
- 25. 議案第27号 令和3年度仁淀川町簡易水道事業特別会計予算について
- 26. 議案第28号 令和3年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計予算について
- 27. 議案第29号 令和3年度仁淀川町会計事務集中管理特別会計予算について
- 28. 議案第30号 仁淀川町まちづくり計画の変更について
- 29. 発議第1号 仁淀川町議会会議規則の一部を改正する規則について

令和3年第2回仁淀川町議会定例会会議録（第1号）

令和3年3月9日（火曜日）

10時00分開会

11時34分散会

出席議員（10名）

1 番 議 員	竹 本 文 直	2 番 議 員	西 森 常 晴
3 番 "	岡 田 良 成	4 番 "	片 岡 智 準
5 番 "	大 野 弘	6 番 "	西 森 久 雄
7 番 "	野 村 安 夫	8 番 "	左 京 憲 昌
9 番 "	藤 崎 源 彦	10番 "	若 藤 敏 久

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長	大 石 弘 秋	副 町 長	片 岡 廣 秋
教 育 長	竹 本 雅 浩	総 務 課 長	片 岡 晴 彦
企 画 課 長	古 味 仁 志	税 務 課 長	片 岡 博
町 民 課 長	津 野 彰	保健福祉課長	片 岡 明 徳
保健福祉課副所長兼大崎診療所事務長	荒 木 紀 和	産業建設課長	片 岡 伸 二
会計管理者兼出納室長	下久保 幹 夫	教 育 次 長	古 味 実
仁淀総合支所長兼住民福祉課長	坪 内 武 則	池川総合支所長兼住民福祉課長	大 原 正 人
仁淀地域振興課長	神 岡 孝 司	池川地域振興課長	大 原 成 彦

職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長	黒 川 一 彦	書 記	西 村 美 智
--------	---------	-----	---------

午前10時00分 開会

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回仁淀川町議会定例会を開会します。

直ちに会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、藤崎源彦君、10番、若藤敏久君を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本件については、3月2日の議会運営委員会で協議を頂いております。

委員長の報告を求めます。若藤敏久君。

○若藤議会運営委員会委員長 おはようございます。それでは、議長の許可を頂きましたので、議会運営委員会の審議結果をご報告いたします。

まず、提出予定議案や一般質問の通告等、意見書等の受付状況やその取扱い方法等の検討をいたしました。その結果、会期は本日から12日までの4日間とし、1日目の本日は、諸般の報告、議案の上程、提案理由の説明を受け、散会の後、議場において当初予算の精査等の全員協議会を行います。2日目は休会、3日目は午前10時より一般質問を行います。4日目、最終日は、一般質問が残っておれば一般質問を、その後、付議事件の審議等を行い、閉会といたします。

なお、町長、教育長の行政報告に対する質問は受け付けないこと、また、一般質問の回数は質問事項について3回まで、質問時間は原則として1人1時間、質疑の回数も同一議題は3回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。本案に対しましてご理解とご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

以上であります。

○議長 委員長の報告を終わります。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から12日までの4日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12日までの4日間と決定しました。

なお、本日の会議予定につきましては、先ほど委員長からの報告がありましたが、お手元に配付の日程表のとおりです。ご承認をお願いします。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。議長活動報告はお手元に配付の報告書のとおりであります。監査委員からの例月現金出納検査の報告につきましては、議会事務局に關係書類を保管しておりますので、ご了承をお願いします。

なお、今期、ファミリーサポートセンターにおける病児・病後児預かりの実施についてと婚活サポートセンターの設置についての2点の要望書を受理しております。お手元に配付のとおりでありますので、ご了承をお願いします。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長の報告を求めます。大石町長。

○町長 おはようございます。本日は、令和3年第2回仁淀川町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多忙のところご出席を賜り、本定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、2月9日に発生したと見られる別枝中村地区の建物火災で亡くなられた方に哀悼の意を表するとともに、お悔やみを申し上げます。この火災は、自然鎮火後に通報されるというこれまでにない状況となりました。本町の独居・高齢化に伴う新たな課題として、高齢者福祉対策や防災対策に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言は、一時7,000人を超えていた全国の1日の感染者数も1,000人程度までに減少し、2月28日をもって6府県で解除されましたが、首都圏の1都3県は3月21日まで延長されており、引き続き感染防止対策の徹底が呼びかけられております。県内では、2月下旬以降、感染者が確認されない日もあり、感染症に対する対応の目安は「注意」となっております。

本町では、町民の皆様のご協力により、感染者は確認されておりませんが、引き続き感染を防ぐため、新しい生活様式を実践していただき、マスクの着用や手洗い、手指の消毒など、感染予防対策の徹底をお願いするとともに、大人数や長時間に及ぶ飲食など、感染リスクの高まる行動の自粛をお願いいたします。

また、本町でのワクチン接種につきましては、4月中旬以降に高齢者などからの接種開始を予定しておりますが、ワクチンの供給スケジュールなどが不透明で、接種時期を決定

することが困難な状況にあります。ワクチン供給等の詳細が確認でき次第、住民の皆様にお知らせしますので、よろしくお願いいたします。

次に、令和3年度予算案について、令和3年度一般会計予算案の総額は、令和2年度当初予算総額71億3,784万2,000円に対し69億9,456万5,000円と、1億4,327万7,000円、率にして2.0%の減となっております。この減は、仁淀川町交流センター耐震改修工事の完了や空き家活用改修事業費の皆減などが主な要因となっております。

歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少を考慮した町税の減額や空き家活用改修事業費の皆減に対する県補助金の減額を見込む一方、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金や感染症対応地方創生交付金の当初予算計上分及びふるさと寄附金の増額などを見込むとともに、自主財源不足を補うために財政調整基金1億670万円余りの取崩しや、公債費の財源として減債基金5,000万円の取崩しを行い、繰り入れることとして調整しております。

また、地方交付税につきましては、普通交付税において国勢調査の速報値が反映される見込みとなっているものの、地方財政計画の伸びにより増額を見込んでおります。地方交付税全体では昨年度より1億400万円増の34億3,400万円を見込んでおり、地方交付税が歳入全体に占める割合は、昨年の46.7%より2.4ポイント高い49.1%となり、地方交付税への依存度が高い構造となっております。

このように財源の確保が厳しい状況ではありますが、新年度予算においても、子育て支援や教育環境の整備、住民の福祉対策などを継続しながら、選択と集中による予算編成ができたものと考えております。

そのほか、新年度予算には、森林環境譲与税を活用した間伐等流通促進事業費補助金や林業家育成事業費補助金、道路メンテナンス事業、地方創生道整備推進交付金事業なども計画しております。

次に、感染症対応地方創生臨時交付金についてでございますが、国の1次及び2次補正予算による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の本町への配分額は3億1,594万8,000円となっており、町民の生活支援や町内事業者の経営支援、町内医療機関・介護事業所等への支援、公共施設並びに教育施設などの感染防止対策、新しい生活様式対応に係る事業者支援など、様々な対策を実施しております。このうち、昨年12月末に終了した仁淀川町新型コロナウイルス感染症地域経済対策支援金交付事業につきましては、個人58事業者、法人20事業者、合わせて78事業者から申請があり、2,760万円の支援金を交

付しております。

また、高知県は、コロナウイルス感染拡大を受けて、昨年12月16日から本年1月11日の間、県内飲食店に対して営業時間短縮要請を行い、1日4万円の営業時間短縮要請協力を支給しましたが、仁淀川町も県の協力金の対象となった町内の飲食店等に対して仁淀川町飲食店等緊急支援金を事業規模に応じて10万円から50万円の範囲で支給することとし、19事業者に対し730万円を支給しております。

本年1月に成立した国の3次補正予算による感染症対応地方創生臨時交付金の本町への配分予定額のうち、令和2年度事業に充当する376万2,000円以外の1億2,476万3,000円は令和3年度の当初予算及び補正予算に計上することとし、感染対策用品の備蓄や、これに伴う備蓄倉庫の整備、保育所での感染防止の追加対策、町内事業者への追加経営支援などの施策に活用したいと考えております。

最後になりましたが、今議会に提案しております28件の案件の内訳は、専決処分の報告1件、条例の制定や一部改正議案12件、令和2年度一般会計及び特別会計補正予算議案5件、令和3年度当初予算議案8件、まちづくり計画の変更議案1件と、令和3年3月2日の招集告示以降に追加させていただきました専決処分の報告1件となっております。

これらの議案の提案理由につきましては、副町長から説明いたしますので、ご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 次に、教育長の報告を求めます。竹本教育長。

○竹本教育長 皆さん、おはようございます。それでは、教育委員会関係の行政報告をいたします。

まず、学校の状況等についてご報告します。

2月18日には、突然の寒波による積雪が原因でスクールバスが運行できない状況となったため、子供たちの安全を最優先に考え、町内の小中学校全校を1日休校といたしました。保護者や教職員の皆様には突然の休校に対応していただき、この場を借りまして感謝を申し上げます。

学校ではこれから卒業式のシーズンを迎えますが、今年度も、新型コロナウイルス感染症の影響で、予防対策の徹底や参加者の制限等を行い、規模を縮小して開催することとしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。卒業式は、中学校が3月13日、小学校が3月23日に行われることとなっております。また、入学式につきましては、今後の

状況を見ながら対応したいと考えております。

また、中学校の修学旅行は、保護者などとも協議した結果、実施時期を再度延期して8月中の実施を予定しており、外国語指導助手の来日も、2月上旬の予定が、都市部の緊急事態宣言再発令により再び延期となり、2学期までには来日してもらう方向で調整中と聞いております。

児童生徒数の動向につきましては、新年度は、小学校3校合計で23人が卒業して20人が入学し、児童総数は152人となる見込みで、中学校は2校合わせて26人が卒業して24人が入学し、生徒総数は67人となる見込みでございます。

次に、令和2年度高知県児童生徒表彰についてご報告いたします。

これは、高知県内の小、中、高等学校等の児童生徒で、ボランティアや芸術、文化、スポーツなどにおいて、他の模範となる活動や功績が顕著な団体、個人に贈られる賞で、本町関係では、スポーツの部で仁淀・池川・尾川中学校合同ソフトボールチームが表彰されました。これは、8月に開催された高知県中学校男子秋季ソフトボール選手権大会での優勝などが評価されたもので、コロナ禍の中でも心を1つにして懸命に努力をした結果が認められての受賞となりました。心からお祝いを申し上げます。

続いて、東北復興宇宙ミッションについてご報告します。

今年、東日本大震災から10年を迎える節目に、これまで世界中から頂いた支援に対する感謝の気持ちを国際宇宙ステーションから全世界に向けて発信する計画が進行中です。仁淀川町は、宇宙ひょうたん桜を東北の被災地に復興のシンボルとして寄贈している縁でこのミッションに参加しています。計画では、3月11日に、参加市町村などの写真を印刷した横断幕の前で野口宇宙飛行士が被災地からの感謝のメッセージを読み上げる動画をYouTubeで世界に向けて公開します。また、5月には参加団体からの記念品が国際宇宙ステーションに運ばれ、7月頃に帰ってくる予定です。本町の記念品としてミツマタの種が送られることになっており、帰還後の活用が期待をされます。

続きまして、中央公民館と池川保育園の工事の進捗状況についてご報告します。

交流センターとなります中央公民館の改修工事は、3月14日に完成し、15日に検査をして引渡しを受けることとしておりますので、入居予定の団体は3月下旬頃から順次入居することとなります。新しい図書室につきましては、図書や備品等の搬入を4月中に行い、5月1日のオープンとなる予定です。また、池川保育園の新築工事につきましては、補助対象外の一部外構工事を除いて3月18日に完成し、19日に検査を行うこととしております。

園では、3月28日午前10時から内覧会を開催して、一般の方にも公開することとしています。

最後に、本定例会に提案させていただいております議案等の主なものについてご説明します。

条例関係では、法律の改正や新たな制度の導入などによる条例の一部改正議案3件を提案しております。

当初予算につきましては、総務管理費に新型コロナウイルス臨時交付金を財源とする図書購入費や除菌機器等の備品購入費など1,237万5,000円、児童福祉費にファミリーサポートセンターの病後児預かりの開始や会員の増加などに対応した委託料889万6,000円、教育総務費には、小学校での英語教育の準備段階として保育所にも英語活動支援員を配置し、GIGAスクール構想による学校での1人1台のタブレット使用に対応するためのICT支援員を1名増員するための費用や新学習指導要領の実施に伴うプログラミング教育などの教材の購入、寺村線のスクールバスの更新などで997万3,000円、中学校費では2校での新学習指導要領の完全実施に伴い改定された教員用教科書等の購入費523万9,000円、社会教育費では交流センターの新図書室に勤務するコーディネーター1名と支援員2名の人件費499万6,000円などを計上しております。

また、補正予算につきましては、保育所費でゼロ歳、1歳の入園児の増加による委託料の増額310万円、教育総務費では小中学校5校分として感染症対策等の学校教育活動継続支援事業に消耗品費と備品購入費をそれぞれ200万円計上しております。

適切にご審議を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 以上で報告を終わります。

議案の上程を行います。

日程第4、報告第1号、専決処分の報告についてから、日程第31、議案第30号仁淀川町まちづくり計画の変更についてまで、一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

議案等はお手元に配付のとおりです。ご確認をお願いします。

日程第32、執行部に提案理由の説明を求めます。報告第1号から議案第30号まで一括し

て、片岡副町長。

○副町長 おはようございます。それでは、今議会に提出しております議案等につきまして順次ご説明申し上げます。

議案書 1 ページ、報告第 1 号からご説明申し上げます。

報告第 1 号、専決処分の報告について。

下記工事の請負契約について専決処分したので、地方自治法第180条の規定により、議会に報告する。

記

- | | |
|-------------|---------------------------|
| 1. 契約の目的 | 仁淀川町国民健康保険大崎診療所建替工事 |
| 2. 変更前の契約金額 | 7 億6,329万7,601円 |
| 変更後の契約金額 | 7 億6,747万3,667円 |
| 3. 契約の相手方 | 共同企業体名 岸之上・栄宝生特定建設工事共同企業体 |
| | 代表者 株式会社岸之上工務店 |
| | 住 所 高知市西秦泉寺435番地 1 |
| | 氏 名 代表取締役社長 岸之上憲一 |
| 4. 変更年月日 | 令和 3 年 1 月 29 日 |
- 令和 3 年 3 月 9 日提出、仁淀川町長大石弘秋

この報告案件は、議会の議決に付さなければならない予定価格5,000万円以上の工事請負契約において、500万円以内の変更契約であったため、専決処分をしたので、議会に報告するもので、施設内の多目的ホールにプロジェクターを設置する追加工事が必要となり、契約金額を417万6,066円増額したものでございます。

なお、この変更契約による工期の変更は行っておりません。

続きまして、議会招集告示後に追加させていただきました専決処分の報告につきましてご説明申し上げます。

別紙の報告第 2 号をご覧ください。

報告第 2 号、専決処分の報告について。

下記事項について専決処分したので、地方自治法第180条の規定により、議会に報告する。

記

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 1. 事故の概要 | 令和 3 年 1 月 18 日に仁淀総合支所への帰所中、国道439号から |
|----------|--------------------------------------|

町道森川渡線に左折を行ったところ、対向車を確認したため、左側に車を寄せようとして、止めてあったシニアカーに気がつかず、タイヤカバーに接触し損害を与えた事故

2. 和解の内容

(1) 仁淀川町（以下、「町」という。）は、本件事故による損害賠償金として、金 3 万 8,775 円を相手方が指定する口座に送金して支払う。

(2) 町及び相手方は、本件事故に関し、前項の金額以外に一切の債権債務関係がないことを確認する。

3. 和解の相手方

住 所 高知県吾川郡仁淀川町

氏 名 A 氏

4. 和解年月日

令和 3 年 3 月 2 日

令和 3 年 3 月 9 日提出、仁淀川町長大石弘秋

この報告案件は、町道森川渡線において走行中の公用車が停車していたシニアカーのタイヤカバーに接触し損害を与えた事故の和解について、議会の委任による町長の専決処分事項の指定の規定により専決処分の報告をするものでございます。

続きまして、議案書に戻って 2 ページをお開きください。

議案第 5 号、仁淀川町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例について。

仁淀川町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例について、地方自治法第 96 条の規定により議決を求める。

令和 3 年 3 月 9 日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、議案書 3 ページから 6 ページのとおり、町議会議員選挙及び町長選挙における選挙運動用自動車の使用及びビラの作成並びにポスターの作成に係る費用について、公費での負担が可能となるよう、本条例を制定しようとするもので、施行は公布の日からとしてございます。

続きまして、議案書の 7 ページをお開きください。

議案第 6 号、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について、地方自治法第 96 条の規定により議決を求める。

令和3年3月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例は、8ページから9ページにかけてのとおり、新型インフルエンザ等特措法の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症が明確に定義されたため、関連する仁淀川町の国民健康保険条例、介護保険条例及び国民健康保険税条例の定義づけについて所要の改正を行うものでございます。

施行は公布の日からとしております。

議案書の10ページをお開きください。

議案第7号、仁淀川町町民バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町町民バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年3月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、町民バス若山橋線の路線の名称に使用されております終点の若山橋バス停での地元住民の乗降がなく、地域公共交通会議の承認を得て、当該路線の終点を安居溪谷（宝来荘）とするため、また、観光等で利用される地域外の方にも分かりやすくするために、路線名を若山橋線から安居溪谷線に変更しようとするもので、施行は令和3年4月1日からとしてございます。

議案書の12ページをお開きください。

議案第8号、仁淀川町移住交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町移住交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年3月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、仁淀川町移住交流拠点施設において管理する移住者用住宅を議案書13ページのとおり追加するため、本条例の一部を改正しようとするもので、施行は公布の日からとしております。

議案書14ページをお願いします。

議案第9号、仁淀川町委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、

地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年3月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、県の鳥獣保護管理員報酬の改定に準じて、鳥獣被害対策実施隊員の報酬額を2,600円から3,000円に改定するとともに、学校運営協議会制度導入に伴う学校運営協議会委員報酬を追加するため、本条例の一部を改正しようとするもので、施行は令和3年4月1日からとしております。

議案書の16ページをお開きください。

議案第10号、仁淀川町放課後子ども教室設置条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町放課後子ども教室設置条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年3月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、長者子ども教室の開設場所を長者複合集会施設から長者小学校へ変更するほか、町内の子ども教室の現在2,000円以内としています入会金をなくするとともに、利用料も8月以外の月額を5,000円以内から2,000円以内に、また、8月の月額を1万円以内から5,000円以内に減額し、保護者の負担軽減を図るよう、本条例の一部を改正しようとするもので、施行は令和3年4月1日からとしてございます。

続きまして、議案書の18ページをお開きください。

議案第11号、仁淀川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年3月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、引用部分の条項番号にずれが生じるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案書の20ページをお開きください。

議案第12号、仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年3月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、地方税法等の一部改正に伴い、個人所得課税の見直しが行われ、軽減

判定所得基準等の所要の整備が必要となったため、本条例の一部を改正しようとするもので、施行は令和3年4月1日からとさせていただきます。

議案書の22ページをお開きください。

議案第13号、仁淀川町介護保険条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年3月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、租税特別措置法の改正に伴い、文言の整理及び介護保険料の期間を更新するため、本条例の一部を改正しようとするもので、施行は令和3年4月1日からとさせていただきます。

続きまして、議案書の24ページをお開きください。

議案第14号、仁淀川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年3月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、租税特別措置法の改正に伴い、文言の整理をするため本条例の一部を改正しようとするもので、施行は公布の日からとしております。

議案書の26ページをお開きください。

議案第15号、仁淀川町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年3月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴い、交通安全施設として自動運行補助施設が加えられたため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

施行は公布の日からとしております。

議案書の28ページをお開きください。

議案第16号、仁淀川町営住宅管理条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年3月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、老朽化により入居者の受入れができなくなっております岩丸住宅を取り壊すために本条例の一部を改正しようとするもので、施行は公布の日としております。

続きまして、30ページをお開きください。

議案第17号、令和2年度仁淀川町一般会計補正予算（第7号）について。

令和2年度仁淀川町一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年3月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

別添の令和2年度仁淀川町一般会計補正予算書（第7号）の1ページをお開きください。

令和2年度仁淀川町一般会計補正予算（第7号）。

令和2年度仁淀川町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,494万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億7,094万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。第2条、繰越明許費の変更は、第2表繰越明許費補正による。

債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の変更は、第3表債務負担行為補正による。

地方債の補正。第4条、地方債の変更は、第4表地方債補正による。

令和3年3月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

まず、歳入の詳細は、11ページから19ページをご参照ください。11ページの10款の地方交付税のうち普通交付税は、交付額の確定に伴い2億6,641万円を補正。特別交付税はいまだ確定していませんが、見込みにより7,400万円を補正しております。

次に、12ページ、12款の分担金及び負担金は、事業費確定によるがけくずれ住家防災対策事業受益者負担金124万5,000円の減額補正でございます。

13ページ、14款の国庫支出金のうち1項国庫負担金には、ゼロ歳児等の入所増に伴う保育給付費国庫負担金227万2,000円を、2項国庫補助金には、国の3次補正による社会資本整備総合交付金3,935万7,000円、新型コロナ対策として、学校保健特別対策事業費補助金200万円、感染症対応地方創生臨時交付金376万2,000円を補正しております。その他の補正は、補助額の確定等による減額でございます。

14ページから15ページの15款の県支出金は、ゼロ歳児等の入所増に伴う保育給付費県負

担金118万5,000円の補正、その他補助額の確定等による補正でございます。

続きまして、16ページ、16款の財産収入は、町民バスの売払収入の65万9,000円の補正でございます。

17ページ、17款の寄附金は、寄附の増に伴いますふるさと寄附金850万円の補正でございます。

18ページをお開きください。

18ページ、18款の繰入金のうち財政調整基金繰入金及び減債基金繰入金は、地方交付税の補正等により財源にめどが立ったため減額、まちづくり基金繰入金及び施設等整備基金繰入金につきましては、財源として充当する事業の事業費確定等により減額をしております。

19ページの21款の町債は、譲与税等の減収を補うための減収補てん債536万7,000円の補正のほか、国の補正予算に伴う事業の補助裏の財源確保のための補正及びその他事業費の確定等による調整の補正でございます。

次に、歳出の詳細は、20ページから32ページをご参照ください。

20ページから21ページの2款総務費、1項総務管理費には、コロナ対策として、まず、12節委託料に町のガイドブック更新及び観光マップの制作委託料215万円を、14節工事請負費に大渡コミュニティセンター耐震改修工事費2,150万円を、17節備品購入費に大崎診療所PCR検査機器購入費として機械器具費50万円を、また、18節負担金、補助及び交付金に移動販売車両購入のための高知県中山間地域生活支援総合補助金負担金227万円並びに、一番枠の下にありますが、医療機関PCR機器の設置事業費補助金100万円を補正しております。その他の事業費は確定等による減額補正となっております。

続きまして、21ページから22ページの2款総務費、2項企画費のうち、まず、10節の需用費には、修繕料にエンジンの不調による町民バスの修繕料を50万9,000円補正しております。11節の役務費、それから12節の委託料、13節の使用料及び賃借料には、それぞれふるさと寄附金の増収に伴い必要となる仲介業者等の手数料46万9,000円、また、代行委託料192万9,000円、システム使用料20万4,000円を補正しております。その他は事業費の確定等による減額補正となっております。

23ページをご覧ください。

3款の民生費のうち、1項の社会福祉費は、国保特別調整交付金の確定等による国保会計繰出金262万4,000円の補正のほか、後期高齢者医療関係の負担額等の確定に伴う補正で

ございます。2項の児童福祉費の保育所運営委託料は、ゼロ歳児の入所増等による310万円の補正でございます。

24ページをお開きください。

4款の衛生費は、大崎診療所の前所長の退職に係るへき地勤務医師関係市町村等協議会負担金123万7,000円の補正のほか、国保特別調整交付金及び事業費の確定等による直診会計繰出金4,588万4,000円の減額、その他事業費の確定等による補正を行っております。

25ページの5款農林水産業費は、事業の確定等による補正でございます。

26ページをお開きください。

26ページの6款商工費は、ふるさと寄附金の増収分を宝来荘改修工事の財源として、一般財源に替えて充当するための財源振替でございます。

27ページ、7款土木費は、国の補正に伴う社会資本整備総合交付金事業、町道椿山線、大崎向口線の測量設計委託料7,700万円のほか、事務費、そして、その他事業費の確定等による補正を行っております。

続きまして、29ページをお開きください。

29ページ、9款教育費は、小中学校のコロナ対策費として、消耗品費及び備品購入費にそれぞれ200万円を補正しております。その他事業費の確定等による補正でございます。

飛びまして、31ページになります。

31ページの10款災害復旧費は、実績見込みによる減額補正でございます。

32ページの12款諸費の基金費でございますが、今年度末をもって廃止する地域振興基金の廃止に伴う定期預金の解約により利子が発生する吾川地域振興基金及び仁淀地域振興基金の利子を廃止前に一旦積み立てる必要があるため、補正するものでございます。

なお、池川地域振興基金につきましては、今回は利子が発生しないため、補正しておりません。

以上の結果、歳入歳出の補正は1億2,494万9,000円の減額となっております。

議案書に戻っていただいて、31ページをお開きください。

議案第18号、令和2年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

令和2年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年3月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

別添の令和2年度仁淀川町特別会計補正予算書（国民健康保険）（第2号）の1ページ

をお開きください。

令和２年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）。

令和２年度仁淀川町の国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,263万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７億8,225万8,000円とする。２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

令和３年３月９日提出、仁淀川町長大石弘秋

歳入歳出の詳細は６ページから13ページをご参照ください。

まず、６ページから10ページの歳入でございますが、国保税等の財源の歳入見込みによる調整、その他財源の確定による補正となっております。また、11ページから13ページの歳出は、保険給付費の実績見込みによる補正、特別調整交付金の決定による直診会計繰出金1,747万円の補正等で、今回の補正額は7,263万8,000円となっております。

議案書に戻って、32ページをお願いいたします。

議案第19号、令和２年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算（第４号）について。

令和２年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算（第４号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和３年３月９日提出、仁淀川町長大石弘秋

別添の令和２年度仁淀川町特別会計補正予算書（直診大崎診療所勘定）（第４号）の１ページをお開きください。

令和２年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算（第４号）。

令和２年度仁淀川町の国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,841万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億8,091万2,000円とする。２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第２条、地方自治法第213条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用

することができる経費は、第2表繰越明許費による。

令和3年3月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

歳入歳出の詳細は、7ページから9ページをご参照ください。

7ページの歳入は、特別調整交付金僻地診療所運営補助分として、国保会計から事業勘定繰入金1,747万円を補正する一方、事業費の確定等に伴い、一般会計繰入金を4,588万4,000円減額しております。

8ページ、9ページの歳出は、検査業務の増による補正や大崎診療所建て替え工事に伴う備品購入費等の減額補正などでございます。

議案書に戻って、33ページをお願いいたします。

議案第20号、令和2年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

令和2年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年3月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

別添の令和2年度仁淀川町特別会計補正予算書（後期高齢者医療）（第2号）の1ページをお開きください。

令和2年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度仁淀川町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ162万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,739万1,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和3年3月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

歳入歳出の詳細は6ページから9ページをご参照ください。

6ページ、7ページの歳入のうち、保険料は収入見込みの調整による減額補正、繰入金は確定等による補正となっております。8ページ、9ページの歳出は、システム改修委託料の確定及び保険基盤安定負担金の確定に伴う減額補正でございます。

議案書に戻って、34ページをお開きください。

議案第21号、令和2年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について。

令和２年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和３年３月９日提出、仁淀川町長大石弘秋

別添の令和２年度仁淀川町特別会計補正予算書（農業集落排水事業）（第１号）の１ページをお開きください。

令和２年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第２条、地方債の変更は、第２表地方債補正による。

令和３年３月９日提出、仁淀川町長大石弘秋

今回の補正は、国庫補助金、町債等の確定に伴う財源の振替で、歳入歳出予算総額に変更はございません。

○議長 お諮りします。

ちょうど１時間過ぎました。提案者もお疲れじゃないかと思います。お諮りしたいんですが、休憩にしたいと思います。11時15分に再開をします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の上程を引き続き提案を願います。片岡副町長。

○副町長 それでは、休憩前に引き続きまして、議案の説明をさせていただきます。

なお、議案第22号から29号の令和３年度予算の内容の説明につきましては、この後予定されております議員全員協議会に譲ることとし、詳細な説明は省かせていただきましたので、ご了承ください。

それでは、35ページをお開きください。

議案第22号、令和３年度仁淀川町一般会計予算について。

令和３年度仁淀川町一般会計予算について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和３年３月９日提出、仁淀川町長大石弘秋

別添の仁淀川町一般会計予算書の１ページをお開きください。

令和３年度仁淀川町一般会計予算。

令和3年度仁淀川町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ69億9,456万5,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

歳出予算の流用。第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

議案書に戻って、36ページをお願いします。

議案第23号、令和3年度仁淀川町国民健康保険特別会計予算について。

令和3年度仁淀川町国民健康保険特別会計予算について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年3月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

別添の令和3年度仁淀川町特別会計予算書の1ページをお開きください。

令和3年度仁淀川町国民健康保険特別会計予算。

令和3年度仁淀川町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7億3,851万9,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 保険給付

費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

議案書に戻って、37ページをお願いします。

議案第24号、令和3年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定予算について。

令和3年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定予算について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年3月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

特別会計予算書の33ページをお開きください。

令和3年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定予算。

令和3年度仁淀川町の国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7億1,401万9,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

議案書の38ページをお願いします。

議案第25号、令和3年度仁淀川町介護保険特別会計予算について。

令和3年度仁淀川町介護保険特別会計予算について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年3月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

特別会計予算書の63ページをお開きください。

令和3年度仁淀川町介護保険特別会計予算。

令和３年度仁淀川町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ12億8,858万1,000円と定める。２、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算による。

一時借入金。第２条、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は8,000万円と定める。

歳出予算の流用。第３条、地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。（１）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和３年３月９日提出、仁淀川町長大石弘秋

議案書に戻って、39ページをお願いします。

議案第26号、令和３年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計予算について。

令和３年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計予算について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和３年３月９日提出、仁淀川町長大石弘秋

特別会計予算書の93ページをお開きください。

令和３年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計予算。

令和３年度仁淀川町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１億2,798万4,000円と定める。２、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算による。

一時借入金。第２条、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は１億円と定める。

令和３年３月９日提出、仁淀川町長大石弘秋

議案書40ページをお願いします。

議案第27号、令和３年度仁淀川町簡易水道事業特別会計予算について。

令和３年度仁淀川町簡易水道事業特別会計予算について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和３年３月９日提出、仁淀川町長大石弘秋

特別会計予算書の107ページをお開きください。

令和3年度仁淀川町簡易水道事業特別会計予算。

令和3年度仁淀川町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億7,004万3,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定める。

令和3年3月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

議案書の41ページをお願いします。

議案第28号、令和3年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計予算について。

令和3年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計予算について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年3月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

特別会計予算書の127ページをお願いします。

令和3年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計予算。

令和3年度仁淀川町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,756万9,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。

令和3年3月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

議案書の42ページをお願いします。

議案第29号、令和3年度仁淀川町会計事務集中管理特別会計予算について。

令和3年度仁淀川町会計事務集中管理特別会計予算について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年3月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

特別会計予算書の147ページをお開きください。

令和3年度仁淀川町会計事務集中管理特別会計予算。

令和3年度仁淀川町の会計事務集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億1,010万5,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

令和3年3月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

議案書に戻って、43ページをお願いします。

議案第30号、仁淀川町まちづくり計画の変更について。

仁淀川町まちづくり計画の変更について、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により議決を求める。

令和3年3月9日提出、仁淀川町長大石弘秋

この議案は、法律の改正により合併特例債の発行可能期間が5年延長されたことに伴い、別添の仁淀川町まちづくり計画新旧対照表のとおり、計画期間を延長するとともに、これに伴い、文言やデータの修正等を行うものでございます。

以上で私からの提出議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 以上で提案理由の説明を終わります。

暫時休憩にします。

午前11時32分 休憩

午前11時34分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

午前11時34分 散会